

京都市告示第 499 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から、京都市ラクト健康・文化館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、プールの開館時間及び受付時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 21 年 3 月 23 日

京都市長 門川 大作

期間	区分	変更後の開館時間	変更後の受付時間
平成 21 年 3 月 25 日(水)から 4 月 3 日(金)まで ただし、土曜日・日曜日は除く	プール	午前 8 時 15 分から午後 10 時まで	午前 8 時 15 分から午後 9 時まで
	プール以外の施設	変更なし	

(建設局都市整備部市街地整備課)